



令和 4 年度

浪江町水道水質検査計画

[水質検査計画とは]

水道の水質検査についてご使用の皆様にはわかりやすくご説明するために、水質検査の項目、地点、頻度などを示した計画の予定です。

この計画に沿って水質検査を行い、その結果を公表することにより水道水が安全であることをお知らせしていきます。

目次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目と検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 放射性物質モニタリング検査
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査計画及び結果の公表
- 10 水質検査結果の評価
- 11 水質検査の精度と信頼保証
- 12 関係者との連携

1 基本方針

浪江町の水道水は、これまでの水質検査結果からみて、水質基準を十分に満たし、安全で良質な水質（別参照）を維持しております。水道水の安全性をさらに確認し、使用者の皆様に安心してご利用いただけるように努めていきます。

（１）検査地点

検査地点は、水道法に基づき、水質基準が適用される蛇口（浄水）に加えて、水源（原水）とします。

（２）検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目や、検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び水道水がより安全であることを確認するために、浪江町が独自で行う水質項目とします。

（３）検査頻度

蛇口では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査及び異常な臭味の検査は、１日１回行います。また、水道法に基づき、一般細菌・有機物・味・臭気及び濁度等の検査は月１回行います。

蛇口の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満たしていることから、年１回以上あるいは、３年に１回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため、検査頻度を減らさずに行います。

2 水道事業の概要

浪江町の配水状況、施設概要及び配水システムの概要を示します。なお、福島第一原子力発電所事故による全町避難による影響で、一部記載されていないデータがあります。

（１）配水状況

（令和２年度）

区 分	内 容
給 水 区 域	浪江町内（一部地域を除く）
給 水 人 口	1,628人
普 及 率	-
給 水 戸 数	2,251戸
年間配水量	1,402,434 m ³
一日最大配水量	5,762 m ³
一日平均配水量	3,842 m ³

(2) 施設概要

①取水施設

施設名称	谷津田取水場	小野田取水場	大堀取水場	苅野取水場
所在地	谷津田字川原	小野田字小野田	大堀字大堀	室原字花ノ木
水源の種類	地下水（浅井戸）	地下水（浅井戸）	地下水（浅井戸）	地下水（浅井戸）
施設能力 (m ³ /日)	2,900	3,700	2,600	1,800
浄水処理方法	イフレーション 塩素処理	塩素処理	イフレーション 塩素処理	イフレーション 塩素処理
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
送水施設	上ノ原配水池	高区配水池	大堀配水池 末森配水池	苅野配水池

②配水施設

施設名称	上ノ原配水池	高区配水池	大堀配水池	末森配水池	苅野配水池
所在地	川添字北上ノ原	双葉町渋川岩迫	末森字仁田久保	末森字神内	立野字烏帽子形
規模及び能力	RC造 1,770 m ³	RC造 1,330 m ³	PC造 1,000 m ³	RC造 200 m ³	PC造 1,200 m ³

③その他の施設

施設名称	末森中継ポンプ場	苅野中継ポンプ場	高瀬ポンプ場	中央監視装置
所在地	末森字仁田久保	立野字沢海土	高瀬字小高瀬迫	幾世橋字六反田
規模及び能力	インラインポンプ	受水槽 40 m ³	加圧ポンプ	(役場庁舎内)

3 原水及び水道水の状況

施設名称	谷津田取水場	小野田取水場	大堀取水場	苅野取水場
水源の種類	浅井戸（地下水）	浅井戸（地下水）	浅井戸（地下水）	浅井戸（地下水）
原水の汚染の恐れのある要因	・降雨及び濁水による濁水	・降雨及び濁水による濁水	・降雨及び濁水による濁水	・降雨及び濁水による濁水
水質管理上注目すべき項目	・濁度	・濁度 ・pH値	・濁度	・濁度

4 水質検査採水地点

(1) 蛇口等

配水系統ごとに、それぞれの末端地点で検査地点を設け、合計4ヵ所設定しました。また、水道法に基づく1日1回行う検査は配水系統ごとに、同じく4ヵ所設定し検査を行います。

(2) 水源

水源水質が、安全で良質な水道水を供給するのに欠かすことのできないものであるため、各取水地点で検査を行います。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表の1日1回行う検査の項目についても検査を行います。

② 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(別紙1)の項目NO.1、2、38、46～51の検査は毎月1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(別紙1)の項目NO.42、43を除く49項目の検査を年3回、全51項目を年1回行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(別紙1)の色、濁り、消毒の効果(残留塩素)及び異常な臭味の検査は1日1回行います。

エ 水質検査表(別紙1)について、項目NO.21～31の浄水処理に起因する消毒副生成物11項目を除く39項目の水質検査を水源(原水)において検査を年1回行います。

オ 水質検査表(別紙1)の項目NO.1、2、38、46、46、47、49～51の検査を、各系統の原水別に年3回行います。

(2) 独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

ア 独自に行う水質検査表(別紙2)の水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべきものとして行います。

イ 水質検査表(別紙2)の浪江町が独自に行う水質検査項目は、水道水がより安全であることを確認するために行います。

② 検査頻度

独自に行う水質検査表の検査頻度は、年1回蛇口で水質検査を行います。

(3) クリプトスポリジウム等の検査

① 水質検査項目

- ア クリプトスポリジウム及びジアルジアといった、塩素に耐性を有する病原微生物。
- イ クリプトスポリジウム等による汚染の指標となる菌。

② 検査頻度

- ア クリプトスポリジウム等対策指針に従い検査回数を決定し、苅野を除く3取水場の原水を年1回、苅野取水場は年4回検査を行います。
- イ 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査回数を、苅野を除く3取水場の原水を年4回、苅野取水場は年8回行います。

6 水質検査方法

毎日検査については、各水源系における末端付近で浪江町職員及び浪江町から委託を受けた会社を実施し、それ以外の検査については、水道法第20条3項の登録検査機関に委託します。

7 放射性物質モニタリング検査

浪江町の水道水は、これまでのモニタリング検査結果からみて安全な水質を保っていますが、福島第一原子力発電所における事故以降、水道水のより一層の安全確保が求められます。

国が示した「今後の水道水中の放射線物質のモニタリング方針について」等を踏まえ、安心、安全を確保することを目的に水道水の放射性モニタリング検査を実施します。

(1) 水道水中の目標値

放射性セシウム(セシウム134及び137の合計) 10Bq/kg

(2) 機器設備

平成28年度から谷津田取水場、小野田取水場、苅野取水場、大堀取水場の4箇所にゲルマニウム半導体検出器を装備した自動測定装置を設置し運用しています。

(3) 検査頻度

24時間体制で水道水の自動測定を行っており、万が一放射性物質が検出された場合送水ポンプを自動で停止する仕組みとなっています。

8 臨時の水質検査

水道水源で次のような水質変化が起こった場合には、必要に応じて水源や蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

検査項目については、異常が認められる項目、以上の恐れのある項目のほか関連する項目を水質検査します。

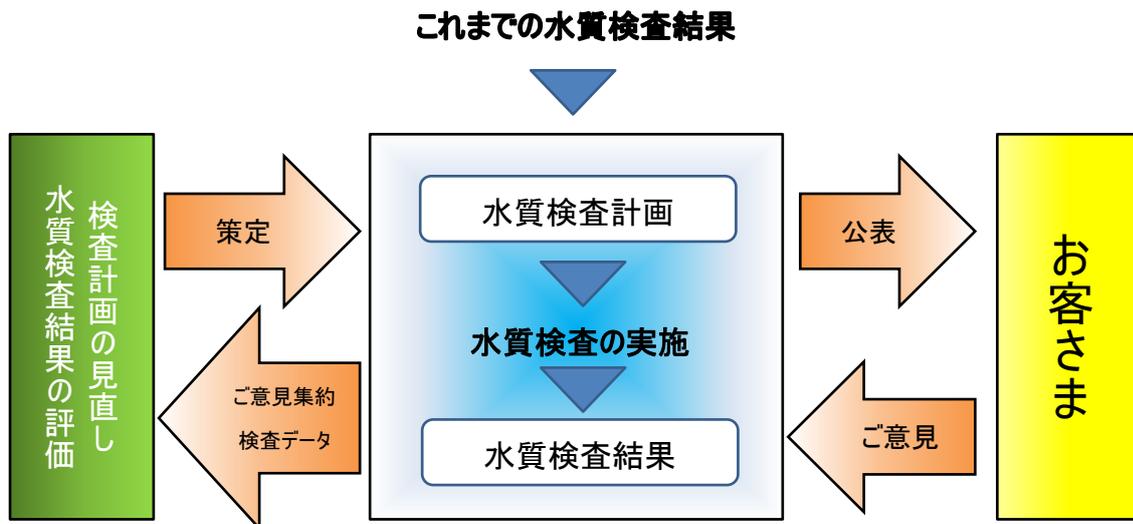
- ア 水源の水質の色及び濁りに異常が生じるなど、著しく悪化したとき
- イ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

- ウ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があるとき
- エ 浄水処理過程に異常があったとき
- オ その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき
- カ その他、特に必要があると認められるとき

9 水質検査計画及び結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて検査を実施し、その結果はホームページなどで速やかに公表します。また、水質検査計画は、毎年必要な見直しを行い策定します。

《水質検査計画の概念図》



10 水質検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行います。また検査の結果とともに、必要があれば検査計画を見直し、より、安全で安心できる水道水の水質確保に努めます。

1.1 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の精度と信頼保証のために、毎年、水質検査機関の精度管理等を確認します。

1.2 関係者との連携

水道水質の管理を万全にするために浪江町では次の取り組みを行います。

- (1) お客様から寄せられる水質に関する苦情や要望等には、迅速に的確な対応をするように努めます。また、水道水質をより知っていただくために情報の公開をいたします。
- (2) 水質事故が発生した場合には県（相双保健所）や関係機関へ通報するとともに、水質検査委託機関と連携し、原因等の特定に努め、必要な措置を講じ、常に安全な水道水を供給します。